

平成30年度

教育委員会活動の点検・評価報告書

平成31年3月

枕崎市教育委員会

目 次

I はじめに

- 1 制度の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 点検・評価の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 実施フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 外部評価委員会（学識経験者の知見の活用）・・・・・・・・ 2
 枕崎市教育委員会外部評価委員会設置要綱・・・・・・・・ 3

II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

- 1 評価の観点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 観点別評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

III 外部評価委員の意見及び提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

IV 参考資料

- 1 教育委員会の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 会議の開催状況
 - (2) 審議状況
 - (3) 学校訪問等
 - (4) 校長研修会等

I はじめに

1 制度の趣旨

枕崎市教育委員会は、「明日の社会を担う心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に掲げ、生涯学習の観点に立ち主体性・創造性・国際性を備え、心豊かでたくましく生きる市民の育成を目指して、教育・文化・スポーツの振興を図っています。

その推進に当たっては、本市の教育的伝統や風土を生かす中で、社会の変化に的確かつ柔軟に対応しながら学校・家庭・地域社会の連携と協力のもとに「生きる力」を備えた青少年の育成に努めています。また、市民一人一人が自己教育力を高めて個性と能力を發揮しながら生涯にわたって学習できるよう諸条件を整備し、生きがいを感じ個性を育む生涯学習社会づくりに努めています。

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され(平成 20 年 4 月 1 日施行)、各教育委員会は毎年、その教育行政事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが規定されています。

そこで、教育委員会では、平成 30 年度の事務事業に係る「教育委員会活動の点検・評価」を実施するに当たり、意見、提言等をいただくため、枕崎市教育委員会外部評価委員会を設置するものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

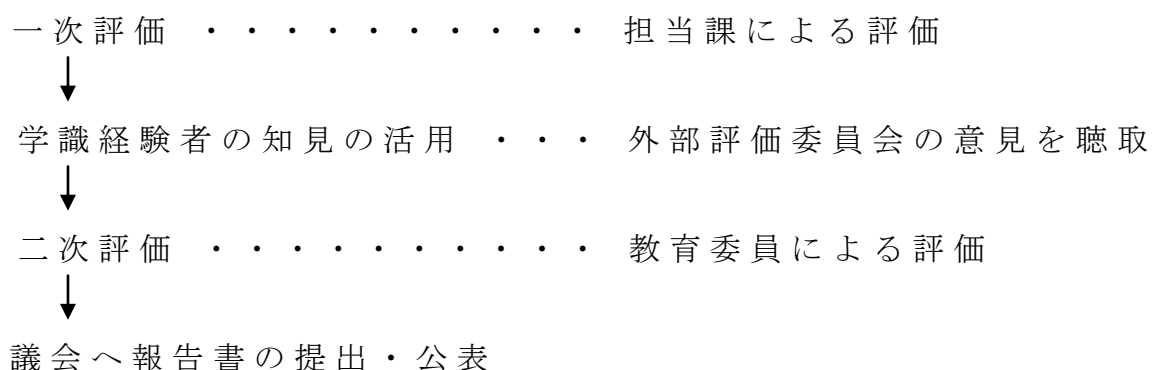
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、次のとおり選定しました。

- 人間性豊かな人をつくる学校教育の推進
 - ・「学校施設整備事業」 (総務課)
- 豊かなスポーツライフの実現
 - ・「黒潮すもう大会」 (保健体育課)
- 伝統と国際性が織りなす多様な文化の振興
 - ・「南溟館大規模改造事業」 (文化課)

3 実施フロー



4 外部評価委員会（学識経験者の知見の活用）

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する外部の方々の意見を聞く「外部評価委員会」を設置し、委員からの様々な意見、提言等をいただきました。

委員は次のとおりです。

氏 名	委 員 選 任 区 分
立 石 仁 志	教 育 機 関 関 係 者
中 村 みほり	企 業 関 係 者
立 石 祐 樹	教 育 委 員 会 が 必 要 と 認 め る 者
上 釜 い ほ	教 育 委 員 会 が 必 要 と 認 め る 者
中 村 富 士 郎	教 育 委 員 会 が 必 要 と 認 め る 者

枕崎市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 枕崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、枕崎市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 企業関係者のうち、知見を有する者
- (3) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年6月3日から施行する。

II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性、効率性、有効性の観点で行いました。

[観点別評価の考え方]

観 点	チェック項目
妥 当 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か ・ 市が関与しなければならないか
効 率 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投入コスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか ・ コストを下げる工夫をしたか
有 効 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか ・ 手段(実施方法)は有効か

2 観点別評価

事 業 名	妥当性	効率性	有効性
①「学校施設整備事業」	妥当	妥当	妥当
②「黒潮すもう大会」	妥当	妥当	妥当
③「南浜館大規模改造事業」	妥当	妥当	妥当

3 評価の結果

事 業 名	評価(まとめ, 課題等)
①「学校施設整備事業」 ②「黒潮すもう大会」 ③「南浜館大規模改造事業」	<p>①・②・③の各事業は市民ニーズに沿っており、事業の効率性及び有効性からも妥当なものとする。今後とも外部評価委員会からの指摘事項等を含めて、事務事業の改善・推進に努められたい。</p> <p>なお、今後の外部評価に係る事業設定の在り方としては、「教育委員会の抱える事業推進上の課題点」といったものについても留意し、検討されたい。</p>

Ⅲ 外部評価委員の意見及び提言

<p>施策 「事務事業名」 (担当課)</p>	<p>意見・提言の内容</p>	<p>事務局説明・対応等</p>
<p>人間性豊かな人をつくる学校教育の推進 「学校施設整備事業」 (総務課)</p>	<p>・ 学校施設整備は、日常、学校で生活する児童生徒の安全安心の確保、また災害時の避難場所としての施設の整備が進められていることは非常に重要なことであり、また国の交付金事業等を活用して推進されていることは評価できるものである。</p>	<p>・ 長寿命化計画は、文部科学省のインフラ長寿命化計画として「個別施設計画」を2020年度までに策定するよう強く求められているものである。 その目的は、「限られた財源の中で学校施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表す中長期的な計画を策定することは、トータルコストの縮減や予算の平準化などを進める点でも非常に重要であり、また施設を計画的に管理することで児童生徒等の安全を確保することにもつながるもの」とされている。 具体的には、現在の我が国の学校校舎等の多くは昭和40年ごろからの建築も多く、あと10年もしないうちに築後60年という状況になるため、国においては使用年数をあと30年延ばす改修等を施すことで施設の使用年数の課題をクリアし、児童生徒の安全確保を図っていくことを想定した対応と考えている。</p>
<p>豊かなスポーツライフの実現 「黒潮すもう大会」 (保健体育課)</p>	<p>・ 黒潮すもう大会は、地域の伝統行事として、また男女関係なく参加し、競い合い、仲間として勝利したときの喜びを分かちあえる大変有意義な取組である。 少ない予算ではあるが、これも学校や保護者、教育委員会、そして地域が連携して取り組まれることで事業が成り立っているものである。今後とも継続して、事業の推進に努めてもらいたい。</p> <p>・ 黒潮すもう大会に関連して、学校の先生方の負担が大きいといった声もある。教育委員会としては、大会運営において学校や保護者、PTA、地域間の機能が十分に発揮されるよう今後とも行政として努めていただければ、更により良いものになると考える。</p> <p>・ 黒潮すもう大会について、子どもが小学生のときに大会に出場し、自信を得て、相撲への興味を持ったようです。高校生になってからも体育祭等で相撲の土俵入りを披露するなど、子どもの持ち味を引き出す良い契機となったことに感謝している。 また、女子も参加できることはいいことである。女性もやればできることを示せるものであり、今後とも継続して取り組んでもらいたい行事である。</p> <p>・ 地域の伝統行事ではあるが、今後はこの伝統行事を支えるための市全体の取組として位置付けていくことも必要であると考え</p>	

<p>伝統と国際性が織りなす多様な文化の振興</p> <p>「南溟館大規模改造事業」(文化課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 南溟館の大規模改造事業については、資料の写真で事業内容が分かりやすく示されている。 この事業は、作品を守るために雨漏り対策の必要性は十分に理解できるものであり、台風等への対策も工夫されている。今年の夏に開催される「枕崎市国際芸術賞展」を前に整備を終えたことは評価できるものである。 	
<p>枕崎教育委員会自己点検・評価シートについて</p> <p>教育委員会 全課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価シート中、豊かなスポーツライフの実現の項目で「国体に向けた取組」があるが、現在の市民の機運としてはどのような状況にあるのか。 なぎなた競技については、これまで身近ではない競技であったが、テレビ放送でなぎなたの競技を見てから本市で行われる国体の競技として興味がわくようになった。これは市民の方々にも等しく通じる思いであると考えるので、少しずつでも市民の意識を高めてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年4月から「国体推進係」を新設し、また、市の国体実行委員会も立ち上げて、本市での国体の開催方針を決定いただいた。その後、事務局としては市の各種イベント(港まつりや市民運動会)等に際しては国体関連の上り旗の設置のほか、市広報紙にも国体関連の枠を設けて市民への浸透、PR、啓発に努めている。 そのほか、スポーツ少年団や一般の方々を対象とした「なぎなた教室」を開催するなど、競技種目の紹介、更には市内の4中学校において県なぎなた連盟の方が体育の授業等でなぎなたの紹介、体験学習などの実施している。 実情として市民もなぎなたの競技を見る機会は少なかったと思う。そこで、本市のかつおまつりなどのイベントや市民運動会、そして文化祭などで近隣の川辺なぎなた連盟、川辺高校ほか国分中央高校、鹿屋体育大のなぎなた部の方々が「リズムなぎなた」というなぎなたの型をもとにした演技等を披露して普及活動に努めている。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策について、市内小・中学校の児童生徒、特に女性の場合は制帽がなく、夏の猛暑の中で日除け用の帽子なども被らずに通学しており、無防備とも言える状況にあるので、夏場の熱中症対策としての制帽等を取り入れることは容易に考えられることでもあるので、教育委員会として対応を図るべきだと考える。 	

IV 参考資料

1 教育委員会の活動状況（平成30年度）

(1) 会議の開催状況（平成31年3月26日現在）

定例会 12回

臨時会 3回

(2) 審議状況（平成31年3月26日現在）

① 付議案件数 31件

（内訳） 議案 28件

その他案件 3件

② 会議に付された主な案件

ア 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。

イ 教育行政の重点施策の決定

ウ 教科書を採択すること。

エ 公民館長、社会教育委員及び体育指導委員並びに教育委員会の所管に係る附属機関の委員の任免を行うこと。

オ 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。

カ 議会の議決を経るべき議案の原案を作成すること。

キ 教育予算の見積を決定すること。

ク 奨学生を決定すること。

ケ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する事項

コ その他報告・外部評価案件等

(3) 学校訪問

○ 学校訪問

授業の参観，学校経営状況に係る説明・質疑等を行う機会として，「学校訪問」を実施した。

1学期 7校（5月・6月・7月）

2学期 1校（9月）

(4) 校長研修会等

① 校長研修会 10回

② 教頭研修会 10回

③ 管理職自主学習会「黒潮会」 4回